



NO. 199  
2013. 2. 15

発行  
国土交通省管理職  
ユニオン  
所在地  
東京都千代田区霞ヶ  
関 2-1-2 中央合同庁  
舎 2号館  
TEL 03-3509-1138  
Eメール  
k-union@alpha.ocn.  
ne.jp  
ホームページ  
http://www7.ocn.  
ne.jp/~k-union

## 給与毎年六万円損失・退職金二五五万円の損失

# 「特例法案の延長を許すな

二〇一二年二月に「国家公務員給与削減特例法案」が成立し国家公務員の賃金が人事院勧告に関係なく二〇一二年四月より七・八%削減されています。この憲法は、二年間の期限付きでしたが、延長の動きも有り、それを許さない運動が求められています。

この法案が閣議決定された際に政府は「我が国は厳しい財政事情にあり、特に今般の東日本大震災の発生とそれへの対処

かねてより政府は国家公務員の人件費削減を検討してきたが、自立的労使関係制度が措置される間でもそれを先取りする形で、給与引き下げ法案と自立的労働関係法案と一体で提出したい  
・二〇一三年度までの二年間  
と、私たちに説明をし、

当時の野田総理も「やむを得ない措置」として我々に理解を求めてきました。

### カットされた給与が 税務署修繕・反捕鯨団体対策費に?

ところが実態は、東日本大地震に関わる「復興予算」の中に東京の税務署改修や北海道・沖縄の道路建設、捕鯨反対運動への対策費まで復興とは関係のない事業等、とうてい復興予算とはいえないところへ予算執行がされてい

たことが明らかになり、公務員賃金を削減して復興予算に回すという論拠が根底から崩れて

います。さらに、内容に「政府が承認しないと団体協約が結ばれないなど多くの問題を含んでいた「自立的労働関係法案」は審議すらされておらず、国家公務員の給与削減と法案成立を取り引いた「連合」の言い訳も総崩れになって

います。そして今、法案成立時からいわれていた二年間の措置である約束が、反故にされる動きが出ています。政府の内部から「二年で終わりとはならないな」どの声が上がりはじめています。表は約束どうり二年間で給与復元した場合と悪法延長の場合を二〇一四年度一年間での給与差額を計算したものです。この一年間で六二万円の給与ダウンとなります。政府が約束を破り二〇一四年度からも削減法案を延長すれば、毎年この金額がカットされることとなります。さらに、人事院勧告が「特例法案」に添った内容で行われますと、退職金は、一五五万円の差が生まれます。退職手当法改悪による損失四四〇万円と合わせると約六〇〇万円の損失となります。

2014年度退職1年前の給与総額比較											
2015. 3.31(退職)	給与カット(復元なし) 6級昇格 1.5年前 昇級改悪 55歳昇級ストップ					2014年4月に給与カットが復元した場合、 昇格1.5年前(6级以上の1.5%カットは継続) 昇級改悪 55歳昇級ストップ					
	給与	号俸	俸給	カット後	月数	支給総額	号俸	俸給	カット後	月数	支給総額
2012. 4. 1	5-85	400,600	369,473								
2014. 4. 1	6-55	408,500	371,108	9	3,339,972	6-55	408,500	402,373	9	3,621,357	
2015. 1. 1	6-55	408,500	371,108	3	1,113,324	6-55	408,500	402,373	3	1,207,119	
管理職手当											
2013. 4. 1	6-55	62,300	55,229	9	497,061	6-55	62,300	61,366	9	552,294	
2015. 1. 1	6-55	62,300	55,229	3	165,687	6-55	62,300	61,366	3	184,098	
期末勤勉手当											
2014. 6	6-55		417,520	1.87	780,762	6-55	469,775	462,728	1.87	865,301	
2014.12	6-55		417,520	2.02	843,390	6-55	469,775	462,728	2.02	934,711	
合計					6,740,196					7,364,880	
退職金の削減 (402,373 - 371,108) × 57ヵ月 × 0.87 = 1,550,431の削減											

特例法が2年で終了しないと毎年624,684円の給与カットが続く

# 人事院は昨年勧告時の回答を守り

## 給与の復元勧告を実施せよ

私たちはこれまで、この「特例法」は憲法に違反し、国公法に違反し、最高裁判決を無視し、そして、この賃下げは六二五万人労働者に波及して経済をいっそう冷え込ませると、問題指摘をしてきました。そんな悪法を二年間という約束を破り延長するなど許せません。

昨年の人事院間勧告の際、人事院総裁は「公務員給与は特例法によ

り、民間給与を下回っているが、特例法が二年間の臨時特例であることを踏まえ、給与法による給与を基礎に算定勧告した」と談話を発表しています。すなわち人事院は、二年間の臨時・特例措置であるから、私たちが実際受けとっていない金額に基づいて勧告したと

給与勧告に当たって  
人事院総裁談話  
平成24年8月8日

職員が実際に受ける給与月額を基礎とした減額後の格差も算出しました。その上で、給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置が東日本大震災という未曾有の国難に対処するためのものであり、二年間の臨時特例であることを踏まえ、減額により職員の給与が民間給与水準を下回っていることを認識しつつ、本年の勧告の前提となる官民比較については、給与法に定められた給与月額を基礎として行うことが適当と考えました。

関係部分抜粋

けての今年の勧告は、人事院の本来の役割からすれば、削減後の金額を基礎に比較勧告す

るのが当然です。昨年の勧告は、実態の無い俸給表上の給与と民間実態との差額の

勧告を行い、自らその「労働基本権剥奪の代償機関」としての立場を放棄したものとなっております。職場の皆さんの力で、今年こそ、削減された実態賃金と四月に実施する民間調査との差額の回復を人事院に勧告させるよう奮闘しましょう。

### 災害時や深夜の超過勤務手当問題 いろいろおで管理職員に ただ働かせやむを得ぬのか

国土交通省で働く私たち管理職員は、豪雨・豪雪の時や地震発生時などには土日・深夜を問わずその対応に追われ、災害発生ともなるとそれが長期間にわたります。しかし、超勤時間にすれば二〇時間足らずの管理職手当や、なかなか認めてもらえない管理職特別勤務手当でお茶を濁され、超勤手当は一切付かないという状況に置かれています。

カバーできない。災害時は管理職員も体制の一員となり、自ら出勤の自由はない。深夜勤務は民間では管理職員にも残業手当が支払われる制度になっている。等の理由から「せめて災害時や深夜勤務には超勤手当の支給を」を掲げ二〇〇四年から九年にわたってパンフレットで職場世論をリードし、災害時等の管理職員の超勤実態を調査し、再三人事院に実現を迫ってきました。

こうした積み重ねの中で、昨年の勧告期に民間と公務の職場の管理職員の超勤支給実態調査を実施させてきました。人事院は「問題意識を持って引き続き検討していく」としていましたが、要求が実現しているわけではなく、今の運動にかかっているのが、要求前進の可能性があります。職場の管理職の皆さんとともにがんばりましょう。

ユニオンは、2013人勧に向けて  
給与の復元勧告・管理職員の超勤支給の  
二大要求実現署名を取り組みます